

令和4年5月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年5月24日

開会：午前10時00分～午前10時49分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委員 杉 岡 佐 緒 理

委員 田 中 満 公 子

委員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育総務課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1、「会期について」、お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は「杉

岡委員」を御指名申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長　それでは次に、日程第3、議案第13号「守口市文化財保護審議会委員の解職及び委嘱について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第13号「文化財保護審議会委員の解職及び委嘱について」を御説明申し上げます。

議案書1ページから2ページを御参照賜りたいと存じます。

文化財保護審議会委員の委嘱につきましては、令和4年2月教育委員会定例会で御承認いただいたところではございますが、構成委員6名のうち建築史部門の学識経験者1名の方が体調不良とのことで、辞任の申出がありましたことから解職し、新たに委嘱させていただくものでございます。守口市文化財保護条例第32条及び施行規則第17条第1項の規定に基づき、解職及び委嘱するための議案として上程させていただくものです。今回、委嘱しようとする委員は、別紙の候補者名簿のとおりで、任期は前任者の在任期間の令和6年3月31日まででございます。以上、簡単な説明ではございますが、御決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長　説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思ひます。議案第13号につきましては原案どおりに決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　異議なしと認め、議案第13号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、本日の議題は以上ですので、次に協議事項に入りたいと思ひます。

協議事項1「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)(案)について」の説明をお願いします。

○事務局 私からは、協議事項の1「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）（案）について」を御説明いたします。

議案書につきましては、4ページからになりますので、御参照ください。元来、この学校規模等につきましては、学校生活におきまして、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられております。

このため、国においても中央教育審議会等の答申を踏まえ、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。

各市町村においても、こうした国の通達、手引等を参考にしながら、実情に応じて学校規模の適正化に係る検討を行ってきたところであり、本市においても、全国的な少子化に伴い、学校の縮小が進んでいる地域が多いことから、平成14年12月に学校規模の適正化等に係る基本方針を策定し、平成18年度に土居小学校と守口小学校を統合し、また藤田中学校と梶中学校を統合いたしました。

その後、約10年間が経過し、さらに学校規模の小規模化が進んだことから、平成24年3月に守口市学校規模等適正化基本方針を策定し、この平成30年4月までの間に5つの統合を進め、令和3年度のさくら小学校新校舎開校によって、方針に基づく取組みが一定完了したところでございます。

その間、国においても、中央教育審議会等におけるこれまでの検討や、全国的な取組状況に関する実態調査の結果、得られた具体的な取組み等の状況も踏まえ、各市町村が学校統合の適否や、その進め方、小規模校を存置する場合の充実施策等について検討したり、都道府県がこれらの事項について、指導、助言を行ったりする際の手引きとして、平成27年1月27日に「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が策定されております。

前回の基本方針策定後約10年が経過した中で、今回、4月教育委員会定例会にお

いて御報告させていただきました、守口市新しい学校・園づくり審議会に対し、これからの本市立学校の在り方について諮問を行い、令和4年3月に答申を得ております。それを踏まえまして、この学校規模と適正化基本方針の見直しをさせていただいたところが経緯でございます。

それでは次に、内容について説明いたします。議案書につきましては6ページ、本文につきましては1ページからとなります。

この「はじめに」では、守口市における教育施策の位置付けや、教育理念等を記載しております。

基本方針の策定から約10年が経過しており、これを反映させた第6次総合基本計画や、第2次教育大綱の記述を加えた改訂を行っております。

次に「1 基本方針策定の背景」、また「2 基本方針策定後の取組みについて」にかけては、平成24年度以降の学校統合や小中一貫教育推進の取組みについて具体的に追記しております。

次に4ページから6ページにかけては、「3 基本方針改訂の趣旨」として、学校教育制度の変化や本市における児童生徒数の推移、老朽化する学校施設の状況、昨年度行われた新しい学校園づくり審議会の提言等について記載しております。

7ページにまいります。ここでは、「4 学校の適正規模・適正配置について」として、国における標準規模について触れるとともに、本市において独自に設定した学校規模の基準を国が示した基準に合わせて改めるものを示しております。

規模の適正化に当たっては、今後は短期的な在籍児童生徒数だけでなく、長期的な人口動態推計を見極めるとともに校舎の老朽化や地域の実情等も勘案し、教育環境向上の観点から検討することとしております。

また、学校配置の考え方の記述につきましては、令和2年度から全中学校区でコミュニティスクールを開始したことや、統合においては、条件が整えば、義務教育学校、併設型小・中学校の設置を積極的に目指すこと、児童生徒数の増加による教室不足に

対しては校舎の増築等によって対応するといった記述を示しております。

それでは、11ページにまいります。こちらでは適正化の具体的方策を示しており、「(1) 小規模化への対応」、「(2) 大規模化への対応」、そして「(3) 義務教育学校、併設型小・中学校の設置」と、3つの適正化の方策を示しております。

(1) としまして、「(1) 小規模化への対応」では、小規模校として生じるデメリットをまず最小化する方策を講じ、長期的な人口動態の推計で、統合や一部校区の見直しなど規模適正化を検討します。

また、(2) といたしまして、「(2) 大規模化への対応」については、具体的に実施する学校として、教室不足が見込まれる守口小学校の校舎整備を具体例として挙げております。

また、(3) といたしまして、「(3) 義務教育学校、併設型小・中学校の設置」には、具体的な内容といたしまして、八雲小学校と下島小学校を統合し、十分な校地を確保した上で、八雲中学校との統合による義務教育学校を設置するという方針を示しております。

また、1 小学校・1 中学校の錦中学校区においては、今後、義務教育学校の設置、再編を視野に、校舎の改築時期など、多角的に検討していく旨、記述しております。

なお書きといたしまして、この環境整備を図る場合は、早期に建替えや大改修を実施する旨と、他の学校についても、学校施設整備計画に示すとおり、順次施設整備を進めていく旨を示したものとなっております。

最後に、「6 魅力ある学校づくりをめざして」では、豊かな教育環境の実現と同時に社会に開かれた学校として、現代の学校に求められる役割を充実させ、魅力ある学校づくりを進めていく旨、示したものになります。

最後に、参考資料といたしまして、「児童生徒数及び学級数の予測」として、令和4年5月1日時点での各校の在籍者数・学級数と、住民基本台帳を基とした将来推計を示した資料を添付しております。

また、議案書の21ページから22ページにかけては、守口市立学校の変遷、また校区連図についても参考資料として添付しております。

説明については以上でございます。

今後、この改訂版策定に当たりましては、本日の御議論を踏まえ、策定案について整理した上で、7月に市民からの御意見を求めるため、パブリックコメントを実施する予定としております。さらに、そこで提出された意見を踏まえて再度整理した策定案を8月定例会に議案として提出し、御審議の上御決定賜りたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 以前、さつき学園を見学させてもらったときに、学校長から義務教育学校であることのメリットとデメリットを比べたら、圧倒的にメリットのほうが大きいというふうなことを聞きました。今、八雲小と下島小を統合した上での、八雲中との統合による義務教育学校の設置と1小学校・1中学校の錦中学校区での義務教育学校の再編を検討しているとのことでしたが、そのあたりの方向性はどのように考えておられるのかお聞きしたい。

○事務局 審議会での御意見等も踏まえ、教育委員会といたしましては、まずは小中一貫教育の推進が子どもたちにとって、重要なことだというふうに認識しております。それを推進するに当たっては、さつき学園のような施設一体型の義務教育学校は、メリットが最大限に生きてくるという認識があります。しかしながら、全ての校区で設置していけるのかというところも難しいところもありますし、やはり小中一貫教育を推進していくというソフト面が一番大事ですので、手段の一つとして、施設一体型の義務教育学校が可能であればやっていくということになります。教育環境の向上がそこに見込まれるかを含めて、ハード面からの物理的な条件の整理はしていく必要があると思っております。

以上でございます。

○教育長 先日の答申の内容についても御説明させていただきました。

基本的には全中学校区で小中一貫教育を一層進めていくという方向性を示しております。その上で、今説明があったとおり、ハード面、教育環境の面で条件が整ったところについては、施設一体型も含めて検討していくというようなことですので、諸条件を総合的に勘案しながら検討してまいりたいと思います。また、これは行政だけではなく、コミュニティスクールの中でも議論していただき、そこでの御意見も受け止めて検討していかなければならないと思っております。また皆様からも御指導いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 感想ですが、今教育長が話されたこととも被りますが、今回の基本方針の改訂案につきましては、ただ単なるその数値的なエビデンスだけではなくて、人口動態とか校舎の老朽具合とか、それからコミュニティスクールとか、地域の思いなども勘案して進められるような内容になっていると感じました。今まででしたらどちらかというと単線型に進んでいたのが、これだけ変化が激しい状況の中で、本当に社会的にどういった形がいいのかという複線型のストーリーが展開しているような印象で読ませていただき、非常に共感をいたしました。ただその分、横の繋がりを広げるとは、教育委員会の方々としては大変なことだと思うんですけども、できるだけ子どもたちのために御尽力いただけたらありがたいなと思っております。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員 適正化という言葉だけ見ると、非常に美しいんですが、実際には校区の概念も含めまして、適正化することによって不便になる人も中には出てきますので、その方達にもご納得いただけるよう、目を背けずに取り組んでいってもらえたらありがたいなと思いますね。

○事務局 委員から御意見をいただきましたとおり、過去にも学校統合に際しましては、地域や保護者、学校に関係する方々をメンバーとした統合校連絡会からの御意

見を参考にしながら進めてきました。現時点につきましては、中学校区でコミュニティスクール等を設置いただいておりますので、そこからの御意見というのも参考にしながら、またパブリックコメントで幅広い御意見も求めながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　新しい校舎になるということは、みんなが期待することなんですね。全部は無理だと思うんですが、できれば、あまりにも古いところは早く新しくしてあげてほしいなというふうに思います。

○教育長　補足しますと、先日の答申の中にも、学校の校舎の建替えだけでなく、今、新しい学び方が重要視されてきておりますので、どの学校でも新しい学びができるような教育環境を整えていくことが大切だと思います。学校の建替えというのは、長期的な計画の中で進めていくこととなりますが、既存校でもできることについても答申の提案を踏まえて検討していきたいと思っております。

○委員　教育長もおっしゃったように、小中一貫教育の推進にすごく関心を持っておりまして、統合や義務教育学校の設置が可能でない校区におかれても、何かソフト面での工夫で子どもたちの学びにあまり差が出ないように進めていただけたらというふうに感じたところです。

○教育長　何か事務局から補足はありますか。

○事務局　今、委員から御意見をいただきましたとおり、校舎の統合や義務教育学校の設置を目指せる校区はもちろんですが、そうでない校区もございます。そういうところも小中一貫教育の観点で、教員同士が教科の系統性を共に話し合っ、子どもたちのために段差を解消したり、学びを広げるということは可能ですので、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○教育長　また補足させていただきます。

答申でも強調されているんですが、制度面に関わる連携を進めていかなければなら

ないと思っています。また、子どもたち自身が9年間見通しを持って学べることや、あるいは9年間の学びを振り返ることができることなど、子ども自身が連続しているということを実感しながら、中学校に行ったらこういうことが勉強できるんだといったようなことだったり、小学校のことを振り返って、中学校の勉強に生かしたりというような、子ども自身が学びの連続性を実感できるということが大切だと思います。子どもたちを中心に考えた上で、学校としてもカリキュラムの面で連携を図ったり、あるいは子ども同士の交流をしてもらったり、中学校区で何か行事をしたり、いろいろな取組みが考えられると思いますので、そういったことを一つ一つ増やしていきながら、小中一貫教育が実質的に深みのあるものになっていくように取り組んでいきたいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、協議事項につきましては以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次に、報告事項に移りたいと思います。

報告事項1「守口市特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いします。

○事務局 「守口市特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱について」を御報告させていただきます。

議案書24ページから25ページを御参照ください。本要綱につきましては、昨今、本市において支援学級在籍児童生徒数の増加や、日常的に介助を必要とする児童生徒が地域の学校へ就学するケースが増加していることなどを受け、本市の支援教育の充実のためには、発達障害のある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒を支援の対象とする必要があることから、特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容としましては、3点でございます。

1点目は、第1条の目的について、これまで対象を発達障害のある児童生徒として

おりましたが、教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に改めます。

2点目は、第2条の支援員の職務について、これまでは通常の学級での対象児童等への学習の補助活動等をしておりましたが、原則、校内での支援活動に限るというふうに明記をしております。

3点目は、その他規定を整備いたします。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、報告とさせていただきます。

○教育長 説明は終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

では、特に御質問、御意見はございませんので、次の報告事項に移りたいと思います。

それでは次に、報告事項の2「守口市学生フレンド派遣要綱の全部を改正する要綱について」の説明をお願いします。

○事務局 守口市学生フレンド派遣要綱について御報告申し上げます。

議案書26ページを御参照ください。教育センターの教育相談事業の一つである守口市学生フレンドは市の課題である不登校に対する取組みとして今日まで継続しており、守口市学生フレンド設置要綱の制定より23年が経過しております。

守口市学生フレンドは、不登校の児童生徒の集団生活への適応を促し、学校生活への復帰と社会的自立を支援することを目的としており、不登校の児童生徒のもとへ教育に関心のある大学生等を派遣するものです。

児童生徒にとって、できるだけ歳の近いお兄さん、お姉さんのような立場で児童生徒に接してもらうことによって、不登校の状態ではありながら、家庭内に留まることなく、家族以外の人との関わりを通して、学校や社会との繋がりを持つようとする意欲を育てていくものであると考えています。

このたび、不登校児童生徒への支援の現状を踏まえ、学生の派遣等手続を見直し、要綱改正しましたことを御報告いたします。

主な改正の内容について、まず近年、不登校児童生徒への支援の在り方が、学校に

登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すものと捉えられるようになったことを受け、学生フレンドの目的や活動の在り方にも反映させています。こちらは第1条及び第2条に関連するものです。

第1条に学生フレンドが児童生徒の学校生活への復帰と、社会的自立を支援するものであると記載いたしました。

また、第2条では、学業の遅れが児童生徒に不利益となり、自立を妨げることをのないう、学習や登校支援等を学生フレンドの活動内容と記載いたしました。

次に、学生フレンドの派遣を適正に行うため、手続を改めます。

こちらは第5条に関連するものです。これまでは、登録のあった者を学生フレンドとして委嘱することとしておりましたところを、派遣という方法に改めることで、児童生徒、保護者及び学校のニーズに迅速、柔軟に対応し、不登校の実態に合わせた支援ができるものとなります。

その他、第3条、第4条、第6条については、文言の整理等により、規定の整備を行います。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明は終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 子どもたちの話を聞くと、学校に来ていないお友達ってというのは、結構いるなというふうに思っています。このような学生フレンドさんがいることは、すごくいいことだなというふうに思うんですが、保護者としてあまり知らなかったというのが、正直なところですね。保護者の方から、「ええ、こんなんあるんだったら、うちの子のところにも来てよ」と言っていたぐらい、この学生フレンドさんのシステムというか、そういったものをもうちょっと宣伝していただけるといいなというふうに思います。

○事務局 おっしゃるとおりだと感じています。学校と連携をいたしまして、不登

校の子どもたちへの支援の一つの方法として、周知に努めてまいりたいと思います。

○教育長 委員から本当に大切なことを御指摘いただきました。今、本当に不登校の子どもたちが増えております。不登校の子どもたちの様子を見ると、様々な悩みであったり、背景があるというふうに思っております。子どもたち一人一人に合った形で支援していくことが大切だと思います。教育委員会としても、いろんな支援のメニューを用意しており、学校でも、例えば、別室で勉強したり、それから適応指導教室「ふれあい教室」も設けております。また、学生を派遣することに取り組んでおり、教育センターで教育相談を受けるというようなことも行っています。あるいは、お子さんによっては、民間の教育施設で学ばれているので、どういう支援があるのか全体像を見ていただいて、そして具体的に保護者の方、それから子ども本人の意向などもきちんと確認しながら、こういうふうに学んでいきたいと思います、学校としてもこういうふうに支えていきますよというようなことをきめ細かく行っていくことが大切だと思います。また、それも固定的にするのではなく、子どもが少し落ち着いてきたタイミングで学校に行ってみようとなったときに、支援のメニューを少し変えたりするなど、柔軟に対応できるようにしていくことが大切だと思います。子どもたちに寄り添った形で、きめ細かい支援メニューをきちんと示して、学校、教育委員会、そして保護者、子どもたちと一体となって取り組んでいかないといけないと改めて思いました。

○委員 大学の立場だと、学生が面談にボランティアとして行かせてもらうので、そこでの出会いや課題は、大学の教員としてもフォローする責任があるなというふうに思っているところです。中には、稀ですが、小学校でのケース会議にまで入らせていただいた学生もいたりします。もう少し離れたところで携わったとしても、不登校の子どもへの支援というのは、それぞれの立場でできることが少し広がったり重なったりしてもいいと思いますので、そんなことの有り様も検討いただけると、良い支援に繋がるのかなというふうに感じております。

○教育長 ありがとうございます。

○事務局 支援については、教員が中心になってコーディネートを図っていくものですが、今御指摘がありましたように、子どもに関わるいろんな人の目線で、子どもへのふさわしい支援が検討できるような形を推進してまいりたいと思います。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

この不登校の子どもたちへの支援の問題というのは、本当に大切な問題だと捉えておりますので、また今日は学生フレンドについて、要綱の改正について御議論いただきましたが、今後もう少し広い意味での不登校の子どもたちへの支援というのをどうしていくのかについて、この教育委員会でも議論をしていきたいと思っております。また我々からも委員の皆様へ御相談させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項3「令和4年度実施 守口市立学校管理職候補者等選考について」の説明をお願いします。

○事務局 私からは、報告事項3「令和4年度実施 守口市立学校管理職候補者等選考について」を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書28ページから31ページの各実施要領を御参照くださいますようお願いいたします。

本実施要領は、大阪府の「小学校、中学校及び義務教育学校校長考要領」等に基づき、校長、教頭及び指導主事候補者を選考するための目的、資格、選考内容及び出願の手続を示したものでございます。

本市で実施する選考につきましては、選考対象者の任命権者である大阪府におきまして、例年9月上旬に行われます一次選考にあげる推薦者を決定するものでございます。その後、12月上旬から中旬に二次選考が行われ、年明け1月下旬に最終の選考結果が通知されるスケジュールとなっております。

それでは、実施要領の内容について、御説明させていただきます。まず、28ペー

ジの校長候補者選考につきまして、資格要件は、35歳以上58歳以下等の者となっております。

また29ページは、教諭・行政職を選考対象とした特別選考の実施要領であり、資格要件は、教諭等の職に10年以上ある者、または首席・指導教諭等の職に2年以上ある者、または、府・市職員で教育に関する職に10年以上ある者等が資格要件となっております。

続きまして、資料30ページの教頭・指導主事候補者選考でございますが、教頭については35歳以上57歳以下の者で、教職経験が5年以上の者、指導主事につきましては、47歳以下の者で、教職経験年数が5年以上の者が資格要件となっております。

31ページの教頭候補者特別選考につきましては、現小中学校等において養護教諭、栄養教諭等の職にあり、教育に関する職に10年以上ある者で、かつ小中学校教諭の免許状を有しない者等が資格要件となっており、年齢については、35歳以上57歳以下の者がその資格を有することとなっております。

なお、5月16日より本要領に基づき、願書の受付を行っており、候補者選考日程につきましては、校長及び教頭・指導主事候補者選考を7月2日土曜日に実施したいと考えております。正式な通知につきましては、定例会終了後にお示しさせていただきます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、この報告事項については、以上とさせていただきたいと思っております。

それでは、ほかに何か報告、連絡事項ございますでしょうか。

○事務局 5月17日火曜日、本市立小学校におきまして、給食にホチキスの針が混入していたことを受け、原因究明のため5月19日に納入業者先の現地調査を行い

ました。精米時における工程において、金属等の異物混入の除去に関して金属探知機等が正常に作動していることを確認しましたが、確認当日、工場内に複数の鳩が入り込んでおり、多くの鳩の糞が床等に付着していることが判明しました。当該納入業者における精米所の衛生管理に課題があることが判明したため、5月20日以降については他の納入業者の白米の製品情報を確認した上で、米飯の提供をしております。また、課題が判明した納入業者につきましては、小学校及び義務教育学校で利用しておりますが、私立認定こども園等の公立施設では使用していないことを確認しております。

昨日5月23日に、再度納入業者である精米所の現地調査を実施し、衛生管理に不備があることを改めて確認した上で、当該の納入業者に対して、関係当局の指導事項を含め、改善内容の報告を求めつつ、自主公表等によって、その説明責任を子どもや保護者の方々などに対して速やかに果たすよう要望するとともに、本市としては、市民の不安が解消されるまでの間、白米の利用は見合わせることを申入れしております。

明日5月25日以降に使用する白米につきましては、本日、納入先である精米工場の衛生面並びに工程等を確認した上で、安全な給食を提供していることを市のホームページ等で周知させていただく予定となっております。

○教育長 学校給食の関係で、異物混入並びに製造工場における衛生上課題のある事案が発生したことを、教育委員会としても重く受け止め、またこのことによって、安全安心であるべき給食に対して、子どもたち、保護者に多大な不安を抱かせてしまったことを大変申し訳なく思っております。

既に金曜日から学校給食を再開しておりますが、現在取り組んでいる原因究明を急ぐとともに、メニューですとか、それから新たな業者への変更に向けて、その業者についても安全確認などを行いながら、また子どもたちや保護者が給食に対して安心感を少しでも持っていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。また、今回の件で情報の提供などが少し遅れてしまったことなどを踏まえて、これから学校

給食の異物混入などの事案が発生したときの迅速な対応ですとか、そういった面で少し課題があったとっておりますので、少しでも子どもたちの学校給食が安全安心で、そして楽しいものになっていくように学校給食の改善に努めてまいりたいと思っております。

この件につきましては、今まさに動いている状況でございますので、これからも皆様にしっかりと情報提供してまいりたいというふうに思っております。

米の製造工場については、昨日私自身も現場を確認してまいりました。現在も米の製造過程自体は最新技術を搭載した機械を導入しておりましたので、製造過程自体は安全だということは確認しましたが、残念ながら、まだ工場内に鳩がいたため、本当に安全なのかということについて正直まだ疑問に思いました。

先週の金曜日にその精米業者に対して、管轄の枚方保健所が調査に入り、本日、枚方保健所から指導がなされると伺っておりますが、保健所の指導を踏まえてこれまで納入した米が安全だったのかについて客観的な証拠を示してもらったり、あるいは、今後こういったような衛生管理体制を行うのかをきちんと文章で報告するようにと求めていますので、これからも事業者に対して強く指導をしてまいりたいと思っております。

また、先ほど御紹介しましたが、これから提供する米について、全て現地確認を行うというのは難しい面がありますが、どういう点検や検査を行っているのか等、それぞれ事業者が公表しておりますので、そういったものを手がかりにしながら、保護者や子どもたちにも、こういう検査を踏まえたものですよというようなことを情報提供して、少しでも安心してもらえるよう努めてまいりたいと思っております。

この件につきまして、御報告をさせていただきたいと思えます。この件で何か御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、ないようですので、次の案件をお願いします。

○事務局 4月定例会以降の学校臨時休業等につきまして御報告させていただきます

す。

5月16日によつば小学校4年の1クラスにおきまして、直近3日間で陽性者がクラスの在籍者数の15パーセント以上となりましたので、5月16日月曜日から5月18日水曜日の3日間を当該校の学級閉鎖としたことを御報告させていただきます。

以上でございます。

○教育長　やはり感染の児童生徒、教職員の感染は、まだまだゼロになるわけではありませんので、また引き続き感染対策をしっかりしながら進めてまいりたいと思いますが、ちょうど国からも発表がありましたとおり、これから夏季にかけて暑くなってくるので、マスクの取外しについても、それぞれの教育活動に応じた形で感染予防と、それから高温に伴う健康上の点にも留意しながら進めていきたいと思っております。例えば、外で活動中に距離を保てるときはマスクを外したり、あるいは逆に外であっても、近くで会話をするときには、そのときだけマスクを付けたりというような形で、子どもたちのそういった状況に応じてマスクを適切に取外しできるように、学校を通じて子どもたちを指導できるようにしてまいりたいと思っております。

何か、こういったコロナの関係で御質問、御意見ございますでしょうか。

ほかに事務局のほうから御連絡等ありますでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、本日の定例会はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会：午前10時49分